

ハイライト:

- ・平成23年度税制改正の行方
- ・平成24年以後の契約分から生命保険料控除制度が変わります
- ・確定申告書が従来より早く提出できるようになります

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
平成23年度税制改正の行方	1
平成24年以後の契約分から生命保険料控除制度が変わります	2
確定申告(還付申告書)の提出期間が変わります	2

今年も残すところわずかとなりました。季節は冬へと変わり、朝晩の寒さが身にしみます。体調管理にはお気を付けてください。

第48号では、平成23年度税制改正の行方や来年度から施行される税制改正の内容について取り上げてみました。

内容に関する質問・要望等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。

公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ

中村 元彦

公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士

中村友理香

平成23年度税制改正法の行方

平成23年度税制改正法については、東日本大震災やねじれ国会の影響を受け、一部改正が先送りになっていました。そして今年10月に国税・地方税ともに法案が修正され、11月30日に東日本大震災の復興財源を確保するための復興財源確保法及び修正23年度税制改正法が成立しました。当初、法案の中に織り込まれていた個人所得課税や資産課税に関する改正項目は、仕切り直しとなりました。今回見送りとなった改正項目については、平成24年度税制改正以降あらためて議論される見通しです。

復興財源確保法

- ・所得税では、平成25年1月から平成49年12月までの25年間、所得税額の2.1%が上乗せされます。
- ・個人住民税では、平成26年6月から平成36年5月までの10年間、所得にかかわらず、負担する均等割が年額1,000円引き上げられます。

修正23年度税制改正法

< 個人所得税 >

- ・給与所得控除の上限設定
- ・成年扶養控除の縮減
- ・特定支出控除の見直し
- ・個人住民税における退職所得の控除廃止
(退職所得を計算する際の10%の税額控除の廃止)

法案から削除

施行期日の修正
H24年1月1日 H25年1月1日

< 資産課税 >

- ・相続税の基礎控除額の縮小、税率構造の見直し等
- ・贈与税の税率構造の緩和、相続時精算課税の対象拡大

法案から削除

平成24年以後の契約分から生命保険料控除制度が変わります

平成22年度の税制改正にともない、生命保険料控除等が見直しされ、**平成24年1月1日以後**に新たに締結した生命保険契約等について、改正後の生命保険料控除制度が適用されます。

一般生命保険料控除及び個人年金保険料控除は適用限度額が変更になり、介護医療保険料控除が新設されます。

(表1:新制度) 一般生命・個人年金・**介護医療**
の各保険料控除の計算方法

(表2:旧制度) 平成23年12月31日以前に締結した
一般生命・個人年金の計算方法

年間支払保険料	控除額	年間支払保険料	控除額
2万円以下	支払保険料の全額	2万5千円以下	支払保険料の全額
2万円超 4万円以下	支払保険料 × 1/2 + 10,000円	2万5千円超 5万円以下	支払保険料 × 1/2 + 12,500円
4万円超 8万円以下	支払保険料 × 1/4 + 20,000円	5万円超 10万円以下	支払保険料 × 1/4 + 25,000円
8万円超	一律4万円	10万円超	一律5万円

(一般・年金・医療あわせて最高12万円が限度)

(一般・年金あわせて最高10万円が限度)

平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る保険料と平成24年1月1日以後に締結した保険契約に係る保険料の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額の計算は、表1の計算式にあてはめて計算します。

表1は、平成24年1月1日以後の所得税から適用されるため、平成23年度の年末調整は従来通りです。

個人住民税では、平成24年1月1日以後に締結した一般生命保険及び個人年金の各保険料控除の適用限度額は2万8千円(現行3万5千円)となり、新設の介護医療保険料控除の適用限度額についても同じく2万8千円となります。ただし、一般生命・個人年金・介護医療保険あわせて7万円が最高限度額であり、この金額は従来通りで変更ありません。



ホームページもご覧下さい
<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

確定申告書(還付申告)の提出期間が変わります

所得税の確定申告提出義務のある者の還付申告書の提出期間は、従来その年の翌年2月16日から3月15日でしたが、還付金の早期還付等の納税者の利便や所得税の確定申告義務がない者との公平性から、平成23年度の税制改正により、その**提出期間をその年の翌年1月1日から3月15日まで**とすることとされました。今回の改正で、2月16日まで待たずに、1月1日に提出してもよいこととなります。

医療費控除、寄附金控除等を受けることができる方は、この年末年始に領収書を整理し、確定申告の準備をされてはいかがでしょうか。

特に、認定NPO法人や税額控除証明を受けている公益社団・財団法人への寄附金については、所得控除制度と税額控除制度の選択適用が平成23年度より可能になっていますので、寄附先をよく確認し、有利な方をご選択ください。

* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp